

施策31 人権の尊重と男女共同参画社会の構築

作成日: 平成21年7月24日 主管課名: 企画政策部活力推進課

| 施策名称                 | 主管課             | 施策の対象           | 施策の対象指標                            | 施策の意図  | 施策の成果指標                              | 実績値 (H17) | 実績値 (H18) | 実績値 (H19) | 実績値 (H20) | 単位 | 目標値 (H20) | 目標値 (H21) | 目標値 (H22) | 取得方法    | 指標取得主管課・係 | 算定式・取得先等   | 施策の20年度目標達成度とその要因  | 施策の22年度目標達成に向けての課題   |         |                 |
|----------------------|-----------------|-----------------|------------------------------------|--|--------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|----|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|--|--|--|---------|-----------------|
| 31 人権の尊重と男女共同参画社会の構築 | 活力推進課 (男女共同参画室) | 市民<br>事業所<br>行政 | 人口(17年3月末住民基本台帳人口+外国人登録人口)<br>事業所数 | 人権意識を持ってもらう<br>男女の固定的な役割分担意識を改めてもらい、男女問わず、その個性や能力を發揮できるようにする | 基本的な人権が尊重されていると感じる市民の割合              | 46.3      | 42.9      | 41.6      | 43.5%     |    | 成 47.0    | 成 48.0    | 成 49.0    | 市民アンケート | 市民生活環境課   | ・H20市民意識調査(問14-)あなたが日常生活をするうえで、日頃、どのように感じていますか? それぞれの基本的な人権が尊重されている<br>そう思う 9.8%<br>どちらかといえばそう思う 33.7% | 〔人権〕<br>基本的人権が尊重されていると感じる市民の割合は、20年度目標値は48.0%であるが、実績値は、43.5%であり、目標値に達しなかった。<br>相談件数から見ると20年度は16件(H19:15件)と横這いであるが、ここ数年深刻化が目立つようになっている。相談内容は夫婦、親子等の家庭内の問題やプライバシーなど多岐にわたっており、中でも親子、夫婦、兄弟間での虐待相談が持ち込まれ、警察、病院、保健所にも相談しているものの、解決に至っていないケースが増えている。<br><br>(男女共同参画)<br>性別の違いが個性や能力を發揮する上で制約になっていないと感じる市民の割合は、20年度目標値は、46.0%であるが、実績値は、40.2%であり、目標値には達しなかった。<br>その要因としては、当市における男女共同参画意識は徐々に浸透しているものの、依然として、性別による固定的な役割分担意識が強い結果となっている。市政への市民参加に男女共同参画の考え方を生かすという分野では、まだ、継続的な事業推進が必要である。 | ・22年度の目標である「基本的人権が尊重されていると感じる市民の割合、50%」、「性別の違いが個性や能力を發揮する上で制約になっていないと感じる市民の割合、50%」を達成するためには、人権についての正しい理解と認識の促進を図るとともに、男女共同参画社会について認識を深め、各分野への女性参画の拡大を図ることが必要であり、そのための効率的な各種啓発、普及活動の推進が課題である。 |         |                 |
|                      |                 |                 |                                    |  | 性別の違いが個性や能力を發揮する上で制約になっていないと感じる市民の割合 | 36.6      | 37.1      | 37.7      | 40.2%     |    | 成 43.5    | 成 45.0    | 成 46.5    |         |           |  |  |  | 市民アンケート | 活力推進課 (男女共同参画室) |
|                      |                 |                 |                                    |  |                                      |           |           |           |           |    |           |           |           |         |           |  |  |  |         |                 |
|                      |                 |                 |                                    |  |                                      |           |           |           |           |    |           |           |           |         |           |  |  |  |         |                 |

| 基本事業名称          | 主管課             | 基本事業の対象                  | 基本事業の対象指標  | 基本事業の意図                           | 基本事業の成果指標                                     | 実績値 (H17) | 実績値 (H18) | 実績値 (H19) | 実績値 (H20) | 単位 | 取得方法    | 指標取得主管課・係       | 算定式・取得先等  | 基本事業の成果水準とその背景   | 基本事業の成果実績に対してのこれまでの主な取り組み(事務事業)の実績   |
|-----------------|-----------------|--------------------------|------------|-----------------------------------|---|-----------|-----------|-----------|-----------|----|---------|-----------------|---|--|--|
| 1 人権意識の啓発と教育の推進 | 市民生活環境課         | 市民<br>職場<br>地域社会<br>関係団体 | 人口<br>事業所数 | 人権について正しく理解してもらう<br>差別や偏見をなくしてもらう | 基本的人権が尊重されていると感じる市民の割合                        | 46.3      | 42.9      | 41.6      | 43.5%     |    | 市民アンケート | 市民生活環境課         | ・H20市民意識調査(問14-)あなたが日常生活をするうえで、日頃、どのように感じていますか? それぞれの基本的な人権が尊重されている<br>そう思う 9.8%<br>どちらかといえばそう思う 33.7%  | 基本的人権が尊重されていると感じる市民の割合は、17年度46.3%、18年度42.9%、19年度41.6%、20年度は43.5%であり、昨年度からは0.6ポイント微増とほぼ同水準となっている。<br>その原因は、人権を考えない凶悪事件や世界情勢など、新聞、テレビなどで報道される出来事が市民にも影響を与えているものと考えられる。 | 参考事業として「市民相談事業」のなかで以下の取り組みを実施している。<br>・人権相談<br>毎月、人権相談日を設けて、情報提供や啓発を行っており、相談件数は平成20年度で13件(特別相談含む)となっている。(H14:28件、H15:14件、H16:17件、H17:20件、H18:11件、H19:14件)<br>一般の市民相談の中でも人権についての相談があるが、平成20年度は3件であった(H14:6件、H15:6件、H16:0件、H17:0件、H18:2件、H19:2件)。相談窓口を知っている市民が46.8%であることを勘案すると、人権問題が少なくなってきた傾向にあると考えられる。<br>・人権擁護委員の委嘱<br>市が推薦し、議会の議決を経て、法務省から9人の人権擁護委員を委嘱、人権意識の啓発高揚を図っている。<br>・12月の人権週間(一日人権擁護委員を委嘱し啓発巡回と特設人権相談所を実施)。<br>・毎年6月に特別に「人権の日」を設け、人権相談等を実施している。 |
|                 |                 |                          |            |                                   | 人権について相談窓口があることを知っている市民の割合                    | 53.7      | 50.8      | 50.7      | 46.8%     |    | 市民アンケート | 市民生活環境課         | ・H20市民意識調査で取得(問14)あなたが日常生活をするうえで、日頃、どのように感じていますか? 人権について相談窓口があることを知っている<br>そう思う(32.4%)<br>どちらかといえばそう思う(14.4%)   |  |  |
| 2 男女共同参画意識の醸成   | 活力推進課 (男女共同参画室) | 市民<br>職場<br>地域社会<br>関係団体 | 人口<br>事業所数 | 男女共同参画意識をもってもらう                   | 性別による役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)があると感じる市民の割合        | 37.0      | 35.7      | 35.7      | 32.8%     |    | 市民アンケート | 活力推進課 (男女共同参画室) | ・H20市民意識調査で取得(問14)あなたが日常生活をするうえで、日頃、どのように感じていますか? 性別による役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)があると<br>そう思う(7.6%)<br>どちらかといえばそう思う(25.2%)   | 性別による役割分担意識があると感じる市民の割合は、17年度37.0%、18年度35.7%、19年度35.7%、20年度32.8%と減少傾向にある。<br>地方は都会と違い、女性は仕事を持たずに家において、子育てや家事をするといったことや、男性は跡継ぎ、女性は嫁くものという考え方が強い傾向にあると考えられる。           | 主な事務事業は以下のとおり<br>・男女共同参画市民意識啓発事業<br>「いきいき講座」を年4回開催しており延べ参加者数173名であった。男女共同月間中の関連図書展示の実施をともに、「いきいき通信(ボランティアによる編集)」を年2回全戸配布している。また、市ホームページや広報紙等を通じて、男女共同参画に関する情報提供に努めている。   |
|                 |                 |                          |            |                                   | 審議会等における女性委員登用率                               | 23.0      | 21.8      | 22.3      | 21.6%     |    | 業務取得    | 活力推進課 (男女共同参画室) | 毎年1回、活力推進課で庁内担当課へ調査票を使って調査を行う。<br><br>審議会等における女性委員の登用率は、20年度21.6%である。19年度は22.3%であったものが0.7ポイント減少している。<br>これは、女性委員の登用率比較的高い審議会が調査時点で委員の未委嘱等で全体的に女性委員の登用率が低くなったことによる。市政への市民参加に男女共同参画の考え方を生かすために、さらに女性委員の登用を増やす必要がある。 |  |  |
| 3 男女共同参画の実践促進   | 活力推進課 (男女共同参画室) | 市民<br>職場<br>地域社会<br>関係団体 | 人口<br>事業所数 | 男女共同参画が実践されている                    | 家庭内で男女が家事(炊事、掃除、洗濯、子育て、介護など)の分担をしていると答えた市民の割合 | 40.5      | 37.6      | 36.5      | 39.3%     |    | 市民アンケート | 活力推進課 (男女共同参画室) | ・H20市民意識調査で取得(問14)あなたが日常生活をするうえで、日頃、どのように感じていますか? 家庭内で男女が家事(すいじ、掃除、選択、子育て、介護など)の分担をしている<br>そう思う(11.7%)<br>どちらかといえばそう思う(27.6%)   | 家庭内で男女が家事の分担をしていると答えた市民の割合は39.3%で19年度より2.8ポイント増加している。<br>これは、女性の社会進出に対する意識変化や、経済情勢の変化により、女性労働者及び共働き世帯が増加したため、家庭内で男女が家事の分担をせざるを得ない環境となってきたものと考えられる。                   | 主な事務事業は以下のとおり<br>・男女共同参画審議会開催事業<br>・男女共同参画推進サポーター育成事業<br>「男女共同参画センター主催の「男女共同参画サポーター養成講座」を全7日間にわたり市民2名が受講し、サポーターとして認定された。また、「女性まつり」では、女性団体の企画運営により、大船渡市長の講演が行われたことから、市では会場の提供や機材の貸し出しなど側面から支援した。  |
|                 |                 |                          |            |                                   | 職場の仕事の内容や待遇で、男女の差があると感じる市民の割合                 | 39.1      | 36.4      | 38.1      | 36.3%     |    | 市民アンケート | 活力推進課 (男女共同参画室) | ・H20市民意識調査で取得(問14)あなたが日常生活をするうえで、日頃、どのように感じていますか? 職場の仕事の内容や待遇で、男女の差がある<br>そう思う(12.0%)<br>どちらかといえばそう思う(24.3%)  | 職場の仕事の内容や待遇で、男女の差があると感じる市民の割合は36.3%で、19年度より1.8ポイント減少している。<br>これは、国内の社会経済情勢は急速な景気後退が続く中で、女性の活用等就労改善を図ることに着目する企業が徐々にではあるが増加してきたものと考えられる。                               |  |
|                 |                 |                          |            |                                   |   |           |           |           |           |    |         |                 |   |  |  |